

桐生市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び 災害の発生の防止に関する条例の全部を改正する 条例案の意見提出手続(パブリックコメント)を実施します

桐生市の土砂等の埋立て等について規制する「桐生市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例案」の全部改正について、市民の皆様からのご意見を募集します。

- 期 間 令和6年12月16日（月）～ 令和7年1月15日（水）
- 配布場所 桐生市役所 SDGs推進課、市民相談情報課、新里支所、黒保根支所
- 応募資格
 - ・市内に住所を有する個人
 - ・市内に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体
 - ・市内の事務所又は事業所に勤務する人
 - ・市内の学校に在学する人
 - ・この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体
- 提出方法 住所、氏名、電話番号及び案に対する異見を記入し、次のいずれかの方法で提出
 - (1) 直接提出・・・桐生市役所 SDGs推進課へ提出してください（土・日曜日、祝日及び年末年始を除く午前8時30分から午後5時15分まで）。
 - (2) 郵送・・・〒376-8501桐生市役所SDGs推進課あて
 - (3) ファクシミリ・・・0277-43-1001
 - (4) 電子メール・・・sdgs@city.kiryu.lg.jp※電話や窓口での口頭による御意見は受け付けません。

■ 内容

桐生市では、土砂等による埋立て等について、「桐生市土砂等による土壌の汚染の防止に関する条例」（市土砂条例）により、土砂等の崩落による災害発生及び有害物質の混入による土壌汚染を防止し、住民の生活の安全確保及び生活環境の保全を図るための規制を行ってきました。

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害等を受けて、盛土等による

災害から国民の生命・身体を守る観点から、盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」（盛土規制法）が令和 5 年 5 月 26 日から施行され、群馬県では令和 7 年 5 月 26 日から規制が適用される予定です。

これに伴い、市土砂条例において盛土規制法と重複する規制を整理する必要性が生じたため、市土砂条例を改正しようとするものです。

※詳しくは、桐生市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.kiryu.lg.jp/shisei/koho/publiccomment/index.html>



【問い合わせ】

市民生活部SDGs推進課環境保全担当
担当 堀口

TEL 0277-46-1111

内線 320（令和6年12月27日まで）

内線1442（令和7年 1月 6日から）